

水道

平成22年4月1日より、水道に関するすべての事務は、東京都水道局で行うようになりましたので、以下のものについては、東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。

□ 水道の使用開始・中止の手続

町内に引っ越してきたときや、転居などで水道の使用を開始するとき、また使用を中止するときは、3～4日前までに連絡してください。

□ 水道料金に関すること

料金は、口座振替、もしくは請求書により指定金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。また、事前に登録していただくことで、クレジットカード払いもご利用いただけます。

□ 東京都水道局多摩お客さまセンター

【使用開始・中止、水道料金・漏水修繕の問い合わせ】

☎ 0570-091-100（ナビダイヤル、固定電話）

☎ 042-548-5110（携帯電話など）

【ファックス】 ☎ 042-548-5115

受付時間：午前8時30分から午後8時（日曜・祝日を除く）

※漏水事故などの緊急の用件については、全日24時間ご案内しています。

□ 水道工事について

新築、改築などで、給水設備を新たに設けるときの増設、移設などで水道工事が必要なときは、東京都指定給水装置工事事業者（下記参照）へ依頼してください。

町内にある都指定給水装置工事事業者一覧表

工事店名	住所	電話番号	工事店名	住所	電話番号
加藤施設工業	大丹波37-5	85-2249	(有)大澤工業所	海沢590	83-2221
(株)大野設備工業所	川井290-5	85-2560	大澤土建(有)	海沢608	83-2818
原島設備	川井354	85-2258	新堀建設工業(株)	氷川486-2	74-9441
朝日建設(株)	小丹波8	85-2037	(株)勝山設備工業	棚沢808	85-1404
佐久間建設(株)	小丹波45	85-2121	熊谷建設(株)	氷川1866	83-2428
(株)一栄住設	小丹波910	85-8826	小河内建設(株)	河内435	86-2150
清水土木建設(株)	棚沢795-3	85-8657	大館建設工業(株)	日原907	83-8407